

令和元年（2019年）10月那覇市・南風原町
環境施設組合議会 定例会

（午前10時02分 開会）

○副議長（赤嶺奈津江）

ただいまから令和元年（2019年）10月那覇市・南風原町環境施設組合議会定例会を開会いたします。

○副議長（赤嶺奈津江）

これより本日の会議を開きます。

会期日程及び議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

令和元年10月4日に那覇市議会において、那覇市・南風原町環境施設組合議会議員選挙が行われ、当組合議会に2名の議員が選任されておりますので、お名前を読み上げでご報告いたします。

金城眞徳議員、吉嶺努議員でございます。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

○副議長（赤嶺奈津江）

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

~~~~~

○副議長（赤嶺奈津江）

日程第2、議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選により行いたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（赤嶺奈津江）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

○副議長（赤嶺奈津江）

どなたか推選する方はいませんか。

吉嶺努議員。

○3番（吉嶺努）

私は、喜舎場盛三議員が議長として適任ではないかと思っておりますので、喜舎場盛三議員を議長に推選いたします。

○副議長（赤嶺奈津江）

それではお諮りいたします。

ただいま吉嶺努議員から指名推選のありました喜舎場盛三議員を、那覇市・南風原町環境施設組合議会議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（赤嶺奈津江）

ご異議なしと認めます。

したがって、喜舎場盛三議員が議長に当選されました。

ただいま当選されました喜舎場盛三議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、議長選挙の当選人であることを告知いたします。

では、喜舎場盛三議員、当選の承諾及び就任のご挨拶をお願いいたします。

○1番（喜舎場盛三）

おはようございます。

ただいま選任をいただきました喜舎場盛三でございます。那覇市議会の残された期日が1年半ぐらいですか。その間、短い期間ですけれども、那覇市民、それから南風原町の皆さん方のために、皆さん一丸となって一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、どうかご協力よろしくお祈りいたします。ありがとうございました。

○副議長(赤嶺奈津江)

以上で議長代理の職務は終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

休憩します。

○議長(喜舎場盛三)

再開します。

~~~~~

○議長(喜舎場盛三)

日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長においてただいまご着席のとおり指定いたします。

~~~~~

○議長(喜舎場盛三)

日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第70条の規定により、議長において坂井浩二議員と、吉嶺努議員を指名いたします。

~~~~~

○議長(喜舎場盛三)

日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付した会期日程のとおり本日、10月25日の1日間といたしたいと思っております。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(喜舎場盛三)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日10月25日の1日間に

決定いたしました。

~~~~~

○議長(喜舎場盛三)

日程第6、認定第1号、平成30年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計歳入歳出決算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

仲村総務企画課長。

○総務企画課長(仲村兼一)

それではお手元の別冊の平成30年度一般会計歳入歳出決算書のほうと、提案理由説明の1ページをお願いします。

認定第1号、平成30年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計歳入歳出決算書について、概要をご説明申し上げます。

それでは、歳入決算についてご説明いたします。決算書の1ページをお願いします。予算現額41億7,620万3,000円に対し、収入済額は41億5,179万1,216円で予算現額に対する収入率は99.4%となっております。歳入における収入未済額の主な理由は、周辺まちづくり事業の繰り越しによるもので、第3款国庫支出金の2,441万9,080円と、第8款組合債1,120万円が収入未済となっております。

収入済額は、前年度決算額と比較して10億3,815万8,696円の減額で、増減率は20%の減であります。主な要因としましては、基幹的設備改造事業に伴う第3款国庫支出金6億1,265万3,722円及び第8款組合債5億1,360万円の減によるものです。

次に、歳出決算についてご説明いたします。決算書の2ページをお願いします。予算現額41億7,620万3,000円に対し、支出済額は40億2,676万5,619円で、予算現額に対する執行率は96.4%となっております。

支出済額は、前年度決算額と比較して10億1,324万7,222円の減額で、増減率は20.1%の減であります。減額の主な要因としましては、第3款衛生費の塵芥処理費（中間処理）の10億6,503万7,227円の減によるものであります。翌年度繰越額については、第3款衛生費の7,071万9,160円で、主な要因は、周辺まちづくり事業及び塵芥処理費（中間処理）の修繕等によるものです。

続きまして不用額は、歳出予算現額から支出済額と翌年度繰越額を差し引いた7,871万8,221円です。主な要因は、第2款総務費の不用額627万1,289円と、第3款衛生費の不用額5,125万1,665円で、実績によるものです。

次に、決算書の14ページをお願いします。歳入決算額から歳出決算額と翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた8,992万5,517円が、平成30年度決算における実質収支額で純剰余金であります。

純剰余金の処分方法としましては、地方財政法第7条の規定により、2分の1を下らない金額を財政調整基金に積み立てるほか、施設整備基金及び還元施設基金への積み立てや、令和元年度予算の補正財源等に充てることにしております。

以上が、認定第1号、平成30年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計歳入歳出決算の概要でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（喜舎場盛三）

これより質疑に入りますが、通告書に基づく質疑はございません。

○議長（喜舎場盛三）

これにて質疑を終結いたします。

○議長（喜舎場盛三）

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（喜舎場盛三）

討論なしと認め、これを終結いたします。

○議長（喜舎場盛三）

これより採決を行います。

認定第1号、平成30年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計歳入歳出決算は、認定することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（喜舎場盛三）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（喜舎場盛三）

日程第7、議案第4号、那覇市・南風原町環境施設組合会計年度任用職員の給与等に関する条例制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

仲村総務企画課長。

○総務企画課長（仲村兼一）

それではお手元の議案書等の1ページ、提案理由説明の2ページをお願いします。

議案第4号、那覇市・南風原町環境施設組合会計年度任用職員の給与等に関する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、会計年度任用職員の給与等について必要な事項を定めるため、那覇市・南風原町環境施設組合会計年度任用職員の給与等に関する条例を制定するものであります。

条例案の概要としましては、これまで任用していた臨時・非常勤職員の任用について、任用根拠の明確化、適正化を図り、新たに創設される「会計年度任用職員」制度に移行するものであります。この会計年度任用職員は、改正法により「一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職」と定義されており、勤務時間に応じてフルタイムとパートタイムの2つの類型が設けられております。

本案は、当該2種類の職についての給与等に関する規定を整備するものであります。具体的には、フルタイム会計年度任用職員については、給料のほか諸手当が、パートタイム会計年度任用職員については、報酬及び費用弁償のほかに、新たに期末手当が支給されることとなります。

それでは議案書の2ページをお願いします。第1条の趣旨につきましては、先ほどの説明のとおりです。

第2条の給与等について、こちらは那覇市を準用する規定になっております。読み上げます。会計年度任用職員の給与等については、那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年那覇市条例第20号）を準用する。この場合において那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例中「市長」とあるのは、「管理者」、「本市」とあるのは「本組合」と読み替えるものとする。

第3条は、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるという委任規定となっており、附則において、この条例は令和2年4月1日から施行するとしております。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（喜舎場盛三）

ではこれより質疑に入りますが、通告書に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（喜舎場盛三）

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（喜舎場盛三）

討論なしと認め、これを終結いたします。

○議長（喜舎場盛三）

これより採決を行います。

議案第4号、那覇市・南風原町環境施設組合会計年度任用職員の給与等に関する条例制定について、原案のとおり決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（喜舎場盛三）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（喜舎場盛三）

日程第8、議案第5号、会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備等に関する条例制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

仲村総務企画課長。

○総務企画課長（仲村兼一）

それではお手元の資料の議案書等の3ページ、それと提案理由説明の同じく3ページをお願いします。

議案第5号、会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、会計年度任用職員等に関する

る規定を整備する必要があることから、関係する条例のうち2つを一括して改正するものであります。

条例案の概要としましては、那覇市・南風原町環境施設組合報酬及び費用弁償等に関する条例、及び那覇市・南風原町環境施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について、各条例中、会計年度任用職員制度に係る必要な事項を規定するため、改正を行うものであります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(喜舎場盛三)

これより質疑に入りますが、通告書に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(喜舎場盛三)

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(喜舎場盛三)

討論なしと認め、これを終結いたします。

○議長(喜舎場盛三)

これより採決を行います。

議案第5号、会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について、原案のとおり決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(喜舎場盛三)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(喜舎場盛三)

日程第9、議案第6号、那覇市・南風原

町環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

仲村総務企画課長。

○総務企画課長(仲村兼一)

それではお手元の議案書等の5ページ、それと提案理由説明の4ページをお願いいたします。

議案第6号、那覇市・南風原町環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、人事院規則の改正に合わせ、職員に対する時間外勤務命令の上限時間を設定するとともに、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の施行に伴い、会計年度任用職員等に関する規定を整理するため、条例を改正するものであります。

条例案の概要としましては、国家公務員の超過勤務命令の上限時間を定めた人事院規則の改正に伴い、地方公務員法第24条第4項の均衡の原則から、本組合職員についても時間外勤務命令の上限時間に係る必要な事項を定めるとともに、これまでの臨時・非常勤職員の制度から、新たに創設される「会計年度任用職員」制度への移行に伴い、会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇について必要な事項を規定するため、改正を行うものであります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(喜舎場盛三)

これより質疑に入りますが、通告書に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(喜舎場盛三)

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(喜舎場盛三)

討論なしと認め、これを終結いたします。

○議長(喜舎場盛三)

これより採決を行います。

議案第6号、那覇市・南風原町環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(喜舎場盛三)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(喜舎場盛三)

日程第10、議案第7号、那覇市・南風原町環境施設組合一般廃棄物処理手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

仲間事務局次長。

○事務局次長(仲間好彦)

議案書等の8ページから9ページ、それと提案理由説明の5ページをお願いいたします。

議案第7号、那覇市・南風原町環境施設組合一般廃棄物処理手数料条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、事業系一般廃棄物の処理手数料を10キログラムまでごとに110円から130円に改定したものであります。

事業系一般廃棄物の処理手数料の改定につきましては、那覇市は那覇市環境審議会、南風原町は南風原町廃棄物減量等推進審議会へ、それぞれ諮問を行い、その答申を受けております。答申の趣旨は、事業系搬入分の手数料について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条に規定される事業者の処理責任の原則からすると、処理原価と大きく乖離しないこと、また平成26年4月1日に施行された前回の改定後も事業系ごみの搬入量が増え続けていること及び、排出事業者のごみの減量、排出抑制及び資源化へのインセンティブとなるよう、改定することが望ましいと答申されています。

この答申を受け、両市町から本組合に対し、事業系一般廃棄物の処理手数料を令和2年度から改定するよう依頼があったことから、同条例の一部改正を行うものであります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(喜舎場盛三)

それではこれより質疑に入ります。

発言通告書が3名の議員より提出されておりますので、受け付け順に発言を許可いたします。

我如古一郎議員。

○6番(我如古一郎)

では、議案第7号の一般廃棄物処理手数料の改定について、端的に4点、質疑をさせていただきますと思います。

(1) 平成26年度に改定されてから、5年で増額改定する理由を伺います。

(2) 前回改定時に、事業者への事前説明が実施内容と異なる説明が明らかになって、大きな問題となりました。今回の事前説明の対応を伺います。

(3) 排出事業者に対して、手数料改定への理解とともに、収集運搬業者が収集費

用への上乗せが100%なされることが大変重要であります。収集運搬事業者が被害を受けまいよう対策を伺います。

(4) 事業系ごみの減量、分別徹底、資源化の徹底が必要であります。現状と対策を伺います。

○議長(喜舎場盛三)

仲間事務局次長。

○事務局次長(仲間好彦)

(1) から (4) について順次お答えいたします。

まず(1)につきます。事業系一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条により、事業者自らの責任において、処理することが義務づけられております。また、那覇市及び南風原町の審議会での審議の結果、事業系ごみの処理手数料については、ごみ処理原価と大きく乖離しないこと、増え続ける事業系ごみの減量化や排出抑制のインセンティブとなるよう、手数料を消費税も含め110円から130円に増額改定することが望ましいと答申されております。この答申を受けて、両市町から本組合に対し、増額改定の依頼があったことから、改定を提案するものであります。

次に(2)についてお答えいたします。那覇市に確認いたしましたところ、那覇市の収集運搬許可業者に対しては、平成30年12月に環境審議会に事業系ごみ処理手数料の改定を諮問することを説明し、ことし3月には、審議会の審議結果を報告しております。さらに8月には、本組合議会に条例改正案が上程されるとの説明を行っているとのこと。南風原町におきましては、6月に説明会を開催したとのこと。す。

次に(3)についてお答えいたします。那覇市及び南風原町に確認いたしましたところ、

排出事業者に対する周知については、本組合議会の議決後に行うとのことでありました。その内容といたしましては、収集運搬業者との委託契約料は、運搬量とごみ処理手数料からなり、そのうちのごみ処理手数料が増額改定されたこと、また、ごみの分別資源化を徹底することにより、ごみが減り、ごみ処理手数料の支出を抑制することができるということなどを、文書により通知を行うとともに、広報やホームページを活用し、広く周知していく予定とのことでありました。本組合といたしましては、那覇市や南風原町に対し、丁寧な説明や周知を行い、理解を得られるよう求めてまいりたいと考えております。

最後に(4)についてお答えいたします。那覇市及び南風原町に、事業計画の現状について確認いたしましたところ、那覇市においては観光客の急増に伴い、南風原町においては都市化の進展に伴い、事業所数が増加したことにより、両市町とも直近5年間で1割程度増加しているとのこと。また、両市町においては、ごみの減量化、資源化のために、広報紙やホームページ、ごみ分別チラシ等により広報啓発活動を行っているとのこと。さらに那覇市においては、ごみ検査を定期的を実施しておりますが、分別が不十分な状況や、搬入された資源化物に不適物の混入が一部見られる状況にあるとのこと。両市町ともごみの減量化、分別、資源化の対策といたしましては、分別の徹底と適正な排出が基本であり、大規模事業所への訪問による適正処理、減量化の指導及び分別チラシを作成し、配布するほか、ホームページにおいて公開し、分別の周知徹底を継続するとのことでありました。本組合といたしましても、搬入前のごみ検査を行うなど、両

市町と連携し、ごみの分別、資源化に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(喜舎場盛三)

我如古一郎議員。

○6番(我如古一郎)

答弁にありましたように、処理原価が、事業者が支払う処理手数料よりも高くなっていることを是正するということが大変重要だと考えます。適正な負担は、排出事業者のごみ減量の意識を向上させること、そして、資源化、リサイクル推進の努力を進めることにつながると思います。那覇市、南風原町、双方のごみ減量方針を当組合がともに推進して、ひいては持続可能な地球環境の保全、温暖化対策に積極的に貢献すべきと考えます。

課題が1点だけあります。それは、収集運搬業者が処理費用を100%収集費用に上乗せされることであります。民間同士の個別契約であるだけに、この検証は難しいものでもあります。排出事業者への啓発の指導は、今後とも必要だと指摘をして終わりたいと思います。

○議長(喜舎場盛三)

続いての質疑は坂井浩二議員。

○2番(坂井浩二)

おはようございます。

議案第7号、一般廃棄物処理手数料条例の一部を改正する条例制定についてということで、議案質疑を行いたいと思います。

少し気になっていること、確認しておきたいことをお聞きしていきたいと思いますが、事業系搬入分手数料の増額について。(1)増額の理由及び上げ幅の基準についてを伺います。

(2)不法投棄が増加するのではないかという懸念もあると思いますが、そのことについても伺いたいと思います。

○議長(喜舎場盛三)

仲間事務局次長。

○事務局次長(仲間好彦)

順次お答えいたします。

事業系一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条により、事業者自らの責任において処理することが義務づけられております。また、那覇市及び南風原町の審議会での審議の結果、事業系ごみ処理手数料については、ごみ処理原価と大きく乖離しないこと、増え続ける事業系ごみの減量化や、排出抑制のインセンティブとなるよう、手数料を消費税も含めて110円から130円に増額改定することが望ましいと答申されております。この答申を受けて、両市町から本組合に対し増額改定の依頼があったことから、改定を提案するものであります。

上げ幅の基準につきましては、審議会において、消費税も含めて2割程度の上げ幅が望ましいとされております。また、中核市における手数料の平均値を踏まえたこととあります。

次に(2)についてお答えいたします。那覇市及び南風原町に確認いたしましたところ、不法投棄に対する対策といたしましては、今回の処理手数料改定後も、不法投棄が増えないようパトロールや啓発活動などを引き続き行ってまいりたいとのことであります。本組合といたしましても、2週間に1回の定期的な、本クリーンセンター周辺のパトロールに引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(喜舎場盛三)

坂井浩二議員。

○2番(坂井浩二)

答弁ありがとうございました。

幾つか再質疑をしたいと思っております。

も、答弁の中での上げ幅の基準をお聞きしたのですが、1点目、現在の焼却費用と手数料収入の差額、そしてまた増額した場合の差額はどうなっているのか、お聞かせください。

○議長(喜舎場盛三)

本永クリーンセンター主幹。

○クリーンセンター主幹(本永春樹)

お答えいたします。

平成30年度の焼却にかかった費用といたしましては、事業系一般廃棄物の搬入量約4万2,100トンに、ごみ処理原価254円を掛けた金額で、約10億6,930万円となります。手数料収入といたしましては、事業系ごみ処理手数料110円に搬入量を掛けた約4億6,310万円となり、焼却費用との差額は約6億620万円のマイナスとなっております。仮に事業系ごみ処理手数料を130円とした場合でも、搬入量を掛けると約5億4,730万円となり、焼却費用との差額は約5億2,200万円のマイナスが想定されます。

いずれの場合におきましても、不足分については那覇市及び南風原町からの負担金で賄うこととなります。

○議長(喜舎場盛三)

坂井浩二議員。

○2番(坂井浩二)

確認です。

これまでの赤字をその部分でどのぐらいカバーできているのか。できるとなるのか、教えてください。今の答弁に基づいての話です。

○議長(喜舎場盛三)

本永クリーンセンター主幹。

○クリーンセンター主幹(本永春樹)

今回、110円から130円に20円上げることとなりますけれども、これによって、依然としてマイナスは出るのですが、これから

しますと8,000万円ぐらいの縮小、圧縮が期待できます。

○議長(喜舎場盛三)

質疑は3回終わっています。

○2番(坂井浩二)

3回までですか。もう1個聞きたかったのですが。

○議長(喜舎場盛三)

質疑ではなく要望でしたら結構です。これは議案に対する質疑だから3回まで。

○2番(坂井浩二)

ありがとうございます。

3回までということで、ちょっと聞きたかったのですが、先ほど、我如古一郎議員からも指摘がありましたけれども、その関係団体、事業者にしっかりと説明をする必要があると思います。またその事業者の負担が増えるのではないかということと、私が今、指摘をしている不法投棄。やはりそういった問題も出てくるのではないかという部分も見えますので、中途半端にならないように、皆さんでしっかりと中で確認をしながら対応に努めていただきたいと思います。指摘をして終わりたいと思います。

○議長(喜舎場盛三)

続いての質疑でございますが、下地敏男議員。

○4番(下地敏男)

今定例会に提案をされております議案第7号、那覇市・南風原町環境施設組合一般廃棄物処理手数料条例の一部を改正する条例制定について、質疑をいたします。

まず初めに、20円増額されておりますけれども、その増額改定に至る理由についてお聞きをいたします。

○議長(喜舎場盛三)

仲間事務局次長。

○事務局次長(仲間好彦)

お答えいたします。

事業系一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条により、事業者自らの責任において、処理することが義務づけられております。また、那覇市及び南風原町の審議会での審議の結果、事業系ごみ処理手数料については、ごみ処理原価と大きく乖離しないこと、増え続ける事業系ごみの減量化や排出抑制のインセンティブとなるよう、手数料を消費税も含め110円から130円に増額改定することが望ましいと答申されております。この答申を受けて、両市町から本組合に対し、増額改定の依頼があったことから、改定を提案するものであります。

○議長(喜舎場盛三)

下地敏男議員。

○4番(下地敏男)

そのことについては了解をしました。

それでは再質疑をいたします。10キロ当たり110円から130円、20円の増額になっておりますけれども、その根拠と、それから排出事業者が那覇市にはどれだけのいるのか。その排出業者の数、それから事業系ごみの量が増えた要因、その辺をご説明お願いします。

○議長(喜舎場盛三)

本永クリーンセンター主幹。

○クリーンセンター主幹(本永春樹)

お答えいたします。

20円増額の根拠につきましては、那覇市及び南風原町に確認いたしましたところ、審議会において、消費税も含め2割程度の上げ幅が望ましいとされたこと、また中核市における手数料の平均値を踏まえ、事業系ごみ処理手数料を10キログラム当たり20円値上げしたとのことであります。

事業所数につきましては総務省の統計資

料によりますと、平成28年度の那覇市の民間事業所数は約1万7,000事業所、南風原町の民間事業所数は約1,400事業所となっております。

事業系ごみの量が増えた要因といたしましては、那覇市においては観光客数の増加によるごみ排出量の増加等が挙げられ、また南風原町においては、都市化の進展に伴い、事業所数が増加したことによるものとのことであります。以上です。

○議長(喜舎場盛三)

下地敏男議員、3回目です。

○4番(下地敏男)

この排出業者ですけれども、今、那覇市では1万7,000事業所ですか、そうした事業所がある中で、実際に、手数料改定の必要性と、皆さんが言われているところの附帯意見もついておりますが、この那覇市環境審議会からの答申については、附帯意見もついております。その中で、この1万7,000ある事業所について、丁寧な説明、周知、それから分別、資源化によるごみ減量の指導、周知、これほどのように行っているかを伺います。

○議長(喜舎場盛三)

仲間事務局次長。

○事務局次長(仲間好彦)

お答えいたします。

那覇市及び南風原町に確認いたしましたところ、排出事業者に対する周知については、本組合議会の議決後に行うとのことであります。

その内容といたしましては、収集運搬業者との委託契約料は、運搬料とごみ処理手数料からなり、そのうちのごみ処理手数料が増額改定されたこと、また、ごみの分別資源化を徹底することにより、ごみ量が減り、ごみ処理手数料の支出を抑制すること

ができるということなどを、文書により通知を行うとともに、広報やホームページを活用し、広く周知していく予定とのことであります。本組合といたしましては、那覇市や南風原町に対し、丁寧な説明や周知を行い、理解を得られるよう求めてまいりたいと考えております。

○議長(喜舎場盛三)

下地敏男議員。

○4番(下地敏男)

ありがとうございます。

これも附帯意見がある中で、丁寧な説明、周知及び分別、資源化ということが、1万7,000ある事業所、近々行われるであろう説明会で、どれだけのことができるかということも、私は非常に危惧しております。

そうした中で、去る4月1日に事業系資源化物の排出区分及び処理方法の適正化についてということで、城間市長から那覇市内の事業所の皆様へということで、このようにして、来る10月28日月曜日と火曜日に、事業系ごみ処理に関する説明会の開催についてということで、ペットボトル、缶等についての出し方について説明会があります。そうしたことを受けて、今回110円から130円、20円の値上がりがあるわけです。そうすると、事業所、それからそれを搬入する許可業者との間の摩擦も非常に生じてくると思っております。そうしたこともしっかり考えながら、この20円の値上げについては、何度も繰り返しますけれども、その附帯意見についてしっかり取り組んでもらいたいということを要望したいと思います。以上です。

○議長(喜舎場盛三)

以上で通告書に基づく質疑は終了いたしました。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(喜舎場盛三)

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(喜舎場盛三)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

○議長(喜舎場盛三)

これより採決を行います。

議案第7号、那覇市・南風原町環境施設組一般廃棄物処理手数料条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決することに異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(喜舎場盛三)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(喜舎場盛三)

日程第11、議案第8号、令和元年度那覇市・南風原町環境施設組一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

仲村総務企画課長。

○総務企画課長(仲村兼一)

それでは別冊の令和元年度一般会計補正予算書(第1号)と、提案理由説明の6ページをお願いします。

議案第8号、令和元年度那覇市・南風原町環境施設組一般会計補正予算(第1号)について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は、地方財政法第7条に基づく前年度決算剰余金の処分及び当初予算後の新たな状況の変化により補正の必要が生じたので、歳入歳出予算をそれぞれ1

億3,488万7,000円増額補正するものであります。これにより補正後の一般会計予算額は、歳入歳出それぞれ45億9,311万5,000円となります。

まず、歳入予算の概要をご説明申し上げます。予算書は8ページをお願いします。第5款の繰入金は4,496万3,000円の増額補正で、財政調整基金からの繰入金によるものであります。

次に予算書の9ページをお願いします。第6款の繰越金は8,992万4,000円の増額補正で、前年度の歳入歳出差引残額の純剰余金によるものであります。

次に、歳出予算の概要をご説明申し上げます。予算書は10ページをお願いします。第2款の総務費は4,604万8,000円の増額補正で、財政調整基金及び還元施設基金への積立金の増によるものであります。

続きまして予算書11ページをお願いします。第3款の衛生費は8,883万9,000円の増額補正で、施設整備基金への積立金の増、塵芥処理費（中間処理費）の委託料等の増によるものであります。

そのほか、債務負担行為については第2表、地方債については第3表のとおりであります。

以上が、議案第8号、令和元年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算（第1号）の概要でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（喜舎場盛三）

これより質疑に入りますが、通告書に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（喜舎場盛三）

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（喜舎場盛三）

討論なしと認め、これにて終結いたします。

○議長（喜舎場盛三）

これより採決を行います。

議案第8号、令和元年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（喜舎場盛三）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（喜舎場盛三）

日程第12、議案第9号、議決内容の一部変更について（那覇・南風原クリーンセンター基幹的設備改造工事）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

玉寄施設担当課長。

○施設担当課長（玉寄博道）

それでは議案書等の10ページ、提案理由説明書の7ページをごらんください。

それではご説明申し上げます。

議案第9号、議決内容の一部変更について（那覇・南風原クリーンセンター基幹的設備改造工事）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、平成28年8月5日に那覇市・南風原町環境施設組合議会で提出され議決された議案第9号、工事請負契約について（那覇・南風原クリーンセンター基幹的設備改造工事）について、設計変更に伴う工

事変更請負契約であります。

設計変更の主な内容といたしましては、受け入れ供給設備及び灰処理設備の一部を更新するための増額変更であります。これは、受け入れ供給設備の水冷ジャケット及び灰処理設備のスラグ整粒機の摩耗が深刻であることが確認されたことから、施設の安定操業を確保するために、本工事を変更する必要があります。変更前の金額は47億5,200万円、変更後の金額は48億8,950万円で、1億3,750万円の増額となり、現請負業者でありますJFEエンジニアリング株式会社九州支店と、令和元年6月14日付で仮契約を締結しております。よろしくご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(喜舎場盛三)

それではこれより質疑に入ります。

発言通告書が提出されておりますので、発言を許可いたします。

坂井浩二議員。

○2番(坂井浩二)

議案第9号、議決内容の一部変更について(那覇・南風原クリーンセンター基幹的設備改造工事)について質疑を行います。

受け入れ供給設備の水冷ジャケット及び灰処理設備のスラグ整粒機の摩耗が深刻であることが確認されたとあるが、(1)その状態を確認した経緯。

(2)点検の期間幅はどうなっているか、お聞きします。

○議長(喜舎場盛三)

玉寄施設担当課長。

○施設担当課長(玉寄博道)

それでは順次お答えいたします。

まず(1)につきまして、受け入れ供給設備の水冷ジャケットの摩耗を確認した経緯につきましては、平成30年5月、稼働中

の2号焼却炉より、冷却水が漏れたことを確認したため、応急処置を施し、同年10月の全休炉期間中に内部点検をしたところ、摩耗による原因が確認されました。また、平成31年4月、3号焼却炉でも同様の現象を確認しております。

灰処理設備のスラグ整粒機につきましては、平成30年10月、全休炉期間中の内部点検において、主要な部品の経年劣化による摩耗が確認されております。

続きまして(2)にお答えします。点検の期間幅につきましては、焼却炉メーカーの取り扱い説明書等に基づき実施しております。各焼却炉に設置されている水冷ジャケットの点検は、年1回の停止時に外部の保守点検を実施し、稼働時には、冷却水の流量を点検し、水漏れの確認を行っております。また、スラグ整粒機につきましては、年1回の全休炉時に分解点検、消耗品の交換を実施し、稼働時には目視点検や電流値、振動値の確認を行っております。以上でございます。

○議長(喜舎場盛三)

坂井浩二議員。

○2番(坂井浩二)

答弁ありがとうございます。

この件に関しては、摩耗が深刻であるという、深刻という言葉が気になったものですから、あえて、確認も含めて質疑を出させていただいているのですが、深刻と判明する前に、目視でしかわからないのかどうか、私には定かではないのですが、その通常点検も含めて、深刻と判明する前にわからないものなのか。要するに深刻になるまで気づかないものなのか。その辺をお聞かせください。

○議長(喜舎場盛三)

玉寄施設担当課長。

○施設担当課長(玉寄博道)

お答えします。

点検につきましては、日常点検、年次点検を含めまして、先ほどご説明しましたとおり、メーカーの取り扱い説明書に基づいて実施しているところでございます。

また、日常点検、年次点検を施設の稼働に支障がないように点検を実施しているところではございますが、メーカーの取り扱い説明書の中では、こういった日常点検につきましては、目視なり、外部の状況を確認するとか、そういったことでしかございません。それで、先ほど水漏れ箇所があった点につきましては、これは中の配管の減肉の具合を、改めて別の方法で確認するという方法もあるかと思うのですが、それはまた非常に費用がかかるということがございまして、その辺は費用対効果も含めて、今後、検討してまいりたいと考えております。

○議長(喜舎場盛三)

坂井浩二議員。

○2番(坂井浩二)

今の話も含めてですが、気になるのが気づかなかつた場合、事故につながるかとか、あるいは今話がありましたとおり操業が停止状態にならないかという懸念が出てくると思います。その辺を含めて、いろいろな角度から対策を講じる必要もあるかと思えますけれども、今の答弁も含めての部分の中で、今後、どういう対策をしていくのか。今後、どういう点検のあり方が必要だと考えるか、お聞かせください。

○議長(喜舎場盛三)

玉寄施設担当課長。

○施設担当課長(玉寄博道)

この点検のあり方につきましては、また今後焼却メーカーと協議をしながら、施設

の操業に、これまでも支障がないように整備、点検をしてまいりましたが、新たにこういったことが起きた場合でも、施設の整備や稼働に影響がないように、今後とも総合的に検討してまいりたいと考えております。

○議長(喜舎場盛三)

質疑は3回終了しました。

坂井浩二議員。

○2番(坂井浩二)

最後に管理者に聞いたかったのですが、3回終わっているということで、通常的那覇市議会、そして南風原町議会と比べて、環境組合議会って回数も少ないものですから、我々も見えにくい部分があるかなど。その辺も感じたりします。

ですから、しっかりと市民生活に直結する業務でもありますから、しっかりと気を引き締めて当たっていただきたいと同時に、管理者、副管理者のお二方におかれましては、しっかりとまた職員との連携を密にして、引き締めをしながら、よりよい市民生活の向上に努めていただきたいと要望して終わりたいと思います。

○議長(喜舎場盛三)

以上で通告書に基づく質疑は終了いたしました。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(喜舎場盛三)

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(喜舎場盛三)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

○議長(喜舎場盛三)

これより採決を行います。

議案第9号、議決内容の一部変更について

て（那覇・南風原クリーンセンター基幹的設備改造工事）を、原案のとおり決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（喜舎場盛三）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（喜舎場盛三）

日程第13、報告第2号、専決処分の報告について（修繕工事請負金額の変更）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

玉寄施設担当課長。

○施設担当課長（玉寄博道）

議案書等の14ページ、提案理由説明書の8ページをごらんください。

それでは説明します。

報告第2号、専決処分の報告について、報告理由をご説明申し上げます。

本件は、平成29年2月8日に那覇市・南風原町環境施設組合議会で議決された議案第3号、平成29年度から平成32年度、焼却設備定期修繕に係る修繕工事請負契約について、設計変更に伴う修繕工事請負変更契約の専決処分をしたものであります。

設計変更の主な内容といたしましては、外面腐食による蒸気復水配管の部分交換やボイラー薬品注入装置の部分的な取りかえ等を行ったものであります。変更前の金額は14億4,000円で、変更後の金額は14億990万4,000円となり、990万円の増額となります。なお、本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により、平成18年2月15日付で、那覇市・南風原町

環境施設組合管理者の専決処分事項として指定された契約金額の100分の5以内で、1,000万円以下の契約額の変更の事項として、令和元年9月24日に、当該事項の専決処分を行い、同日付で、修繕工事請負変更契約を締結しましたので、同条第2項の規定によりご報告いたします。以上でございます。

○議長（喜舎場盛三）

これより質疑に入りますが、通告書に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（喜舎場盛三）

日程第14、報告第3号、平成30年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

仲村総務企画課長。

○総務企画課長（仲村兼一）

それでは議案書等の22ページと23ページ、提案理由説明の9ページをお願いします。

報告第3号、平成30年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告理由をご説明申し上げます。

本件は、平成31年2月、那覇市・南風原町環境施設組合議会定例会におきまして、議決を得た地方自治法第213条に規定する繰越明許費に係る歳出決算の経費を翌年度に繰り越したため、同法施行令第146条第2項の規定に基づき、その繰越計算書を議会に報告するものであります。今回の繰り越しは、繰越総額7,071万9,160円、事業件数4件となっており、平成30年度予算総額

41億7,620万3,000円に対する繰越率は1.7%となっております。

主な事業の繰越理由について、ご説明いたします。那覇・南風原クリーンセンター排ガス処理室給気ファン修繕は1,562万7,600円の繰り越しで、取りかえ機器の納品に時間を要したため、年度内執行が見込めないことから繰り越したものであります。次に、周辺まちづくり事業は4,883万8,160円の繰り越しで、周辺7自治会との調整及び設計修正に時間を要したため、工事の年度内完了が見込めないことから繰り越したものであります。以上、ご報告申し上げます。

○議長(喜舎場盛三)

これより質疑に入りますが、通告書に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長(喜舎場盛三)

日程第15、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お配りしましたとおり派遣することにご異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(喜舎場盛三)

ご異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、そのとおり派遣することに決定いたしました。

○議長(喜舎場盛三)

なお、この際、お諮りいたします。

ただいま議員派遣の議決事項について、諸般の事情により変更が生じる場合には、

その変更を議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(喜舎場盛三)

ご異議なしと認め、変更が生ずる場合には議長に一任することに決定いたしました。

~~~~~

○議長(喜舎場盛三)

日程第16、これより一般質問を行います。

この際、申し上げます。

本日の一般質問に関する発言の割り当て時間は、答弁を含めて各議員30分以内といたします。

発言通告書が提出されておりますので、通告書に従って順次発言を許可します。

岡崎晋議員。

○7番(岡崎晋)

7番岡崎晋でございます。

那覇市のお二人の皆様、そして議長が交代されたこの機会に、一言だけご挨拶申し上げます。

先日、こちらで全員協議会の後に組合の職員の幹部の皆様、そして議員の皆様との意見交換会で、大変有意義な時間を過ごすことができました。このクリーンセンター、還元施設、そして最終処分場のエコアイランドができて、これから公園が供用されていくことは、非常に喜ばしいことでございます。同時に、過去にこの地域に多大な負担をかけてきたこと、そしてこのクリーンセンターができてからも、これまでに地域においては10世帯が減って、まちづくりに大変苦慮しているという地域の現状を、私たちは決して忘れてはなりません。幸いなことに、組合職員の幹部の皆さん、そして議員の皆様方に、過去の経緯をよくご存じ

の方々がいらっしゃって、私はこの地元新川の一住民として大変心強く思っております。これからも、この組合の運営がうまくいって、この地域の発展に貢献できるよう、皆様とともに頑張っていきたいと思います。

それでは質問に入ります。

海洋プラスチックが大きな環境問題となって、そのプラスチックの7割から8割程度が河川から流れているということも指摘されております。ペットボトルを初めとする廃棄プラスチックの行き場が、世界中でなくなりつつあり、大変大きな問題となっております。環境省はペットボトルなどのプラスチックも焼却してほしいと、自治体などに要請しております。那覇市と南風原町は、来年4月から事業系ごみの処理料を110円から130円に改定すると同時に、缶、瓶、ペットボトルの選別を適正、強化することを決定し、来る28日に、29日に事業所に対する説明会が開催されます。これらのことを背景に、1番目の質問をさせていただきます。

1、焼却炉について伺います。(1)現在の焼却炉の稼働と整備状況は、建設当初からの計画か。

(2) 昨年の処理量と現在の最大処理能力はどれぐらいか。

(3) 現在の焼却炉でペットボトルや廃プラスチックが大幅に増えるとどうなるか。

2、敷地内の地盤沈下について伺います。

(1) どの部分でどのくらい地盤沈下が生じており、どんな影響があり、今後の見通しはどうか。

(2) 今後、どんな対策が必要で、どのくらいの費用が必要か。

3、スラグ、メタルの売払い状況を伺います。(1) スラグとメタルは今後も順調に売払いができるか。

4、公園整備の進捗状況を伺います。

(1) 用地取得の現状と見通しはどうか。

(2) 事業の遅れによる国庫補助金の減額はあるか。

(3) どの部分がいつから供用開始されるか。ご答弁をお願いします。

○議長(喜舎場盛三)

玉寄施設担当課長。

○施設担当課長(玉寄博道)

私のほうからは1、焼却炉について問うの(1)から(3)までについて順次お答えします。

まず(1)焼却炉の稼働と整備状況につきましては、建設当初、廃棄物処理施設整備国庫補助金交付要綱に基づき、年間の1炉当たりの停止日数が、全停止期間や整備期間を含めて85日と定められており、停止日数を差し引いた280日が1炉当たりの年間稼働日数と計画されておりました。しかしながら、稼働日数につきましては、当初計画と比較して、ごみの資源化、減量化が進んだことから、クリーンセンターに搬入されるごみ量が減少したことに伴い、平成30年度実績では1炉当たり、平均約230日となり、当初計画より少なくなっております。

次に(2)についてお答えします。焼却処理量につきましては、平成30年度実績で年間10万3,165トンとなっております。また、最大処理能力は1炉当たり処理能力150トンの焼却炉が3炉、280日稼働した場合、最大年間12万6,000トンとなります。

次に(3)についてお答えします。ペットボトルと廃プラスチックにつきましては、発熱量が高く非常に燃えやすいため、大幅に増えた場合、焼却炉内の温度が設計温度の850度を大幅に超えることが予想されることから、炉内の耐火物の損傷が考えられ

ます。

○議長(喜舎場盛三)

仲間事務局次長。

○事務局次長(仲間好彦)

私のほうからは、2番目の(1)から(2)について順次お答えいたします。

本クリーンセンターは、旧最終処分場の上に盛土された跡地に建設されていることから、圧密による不等沈下が発生しております。不等沈下は、年間数センチ程度のふぞろいな沈下であり、そのため、排水溝のずれや構内道路の沈下による段差が工場棟や計量棟の周辺全体で見られます。このまま放置いたしますと、構内の排水や作業車両及びごみの収集運搬車両の通行に支障を来すことが懸念されます。圧密によるこの不等沈下は、一般的に収束には十数年の長期間を要するとされています。本クリーンセンターも同様に、沈下がしばらく継続するものと考えております。

次に(2)についてお答えいたします。沈下が進行し、ずれが発生した排水溝や通行に支障となる段差箇所等の対策については、適宜修繕や舗装行為が必要となります。毎年、500万円程度の費用が必要であると考えております。

次に3番目についてお答えいたします。スラグにつきましては、那覇市及び南風原町の公共事業への無償による優先利用を行っております。また、国や県の公共事業を受注した民間事業者へ売却を行っております。メタルにつきましては、希少金属含有量の変化により、売却価格が変動し、最近下落傾向が見られますが、今後もこれまでどおり売却できるものと考えております。

次に4番目、(1)から(3)について順次お答えいたします。本公園は、面積3.6ヘクタール、総事業費9億円の近隣公

園として、平成26年4月に事業認可を受け、令和2年度の完了に向けて取り組んでおります。用地取得の現状といたしましては、残り8筆となっており、今年度は4筆の用地取得を目指し、関係地権者の皆様と鋭意交渉を進めているところであります。また、令和2年度につきましても、4筆全ての用地取得を目指しており、現在そのうちの1筆につきましても交渉を進めております。残り3筆については、交渉が厳しい状況ではありますが、令和2年度の契約を目指し、努力してまいりたいと考えております。

次に(2)についてお答えいたします。国庫補助金につきましては、年度ごとに補助金交付申請を行い、交付決定を受け、確定するものであります。したがって、事業のおくれによる国庫補助金の減額等はございません。

次に(3)についてお答えいたします。公園の供用につきましては、令和元年6月に駐車場を暫定供用しております。また、芝広場につきましては、擁壁やフェンス等の安全対策が整い次第、供用開始する予定でございます。令和2年度末までには、園路や多目的広場等の全ての施設を供用してまいりたいと考えております。

○議長(喜舎場盛三)

岡崎晋議員。

○7番(岡崎晋)

ありがとうございました。

質問1の(3)現在の焼却炉でペットボトルや廃プラスチックが大幅に増えるかどうか。私があえて大幅と書いたのは、どれぐらい増えれば対応していけるかどうかという問いに対しては、多分答弁が難しいだろうという思いで、大幅に増えるかどうかと書きました。ペットボトルなど、プラスチック類は、多分それをそのまま燃やせ

ば、おっしゃったように850度を超してしまいかもれません。でも、それをほかの燃えにくいごみ、水気の多いごみなどと混ぜて、燃料がわりに燃やすことも、多分現在はやっているかと思えます。

そういうことで、最大処理能力、稼働日数は280日稼働することができるのですが、現在は230日の稼働で対応できているというお答えですので、近い将来に、今、いわゆる汚いペットボトルが回収されて、あちこちに野積みされていますよね。それらが、これまで皆様もご存じのとおり、中国が二、三年前にとめて、東南アジアからもとめられて、行き場がだんだん少なくなってきた、完全に再資源化するためには、余計に費用がかかってしまうという状況もあって、再資源化は、これ以上なかなか進まないのではないかと思います。となると、結局は焼却、これまでのプラスチック、ペットボトルを含めたプラスチック類の焼却が増えていくのではないのかなと私は見ております。そういう意味で、今回の質問をいたしております。

850度を超えるというお答えでしたけれども、これは、完全にプラスチックばかりを燃やした場合に850度を超えるということだと思いますけれども、今現在は、どれぐらいの割合を入れて燃やしておられるのかを教えてください。

それから2番目の地盤沈下については、この建物、あるいはほかの建物の地下には、十分なパイルが打たれているということだったと思いますけれども、この建物自体には今地盤沈下は生じていないということだったのかと思いますけれども、それを確認させてください。

それからスラグ、メタルについては、スラグはほとんど無償提供されていると思

いますが、公共工事が進んでいる中で、スラグの行き場は余り問題ないと聞きますけれども、平成30年度の決算では金属類、コード類などを含めた売り上げが、多分1億7,000万円近くあったと思いますけれども、売電は今後順調にできるということは前回も伺いましたけれども、こういう副産物の単価が減っていくということは、安くなっていくということは十分に予想されるかなと思いますけれども、1億7,000万円あった収入が、今後はどのぐらい減るかなということが気になります。

そして、公園のことは残り8筆で、今年度で4筆、そして令和2年度で4筆のうち1筆が進むだろうと。残り1筆がかなり難しいお相手だということだと思いますけれども、相手の人数を教えてください。地権者の方々が何名いらっしゃるかをお聞かせください。以上、お願いします。

○議長(喜舎場盛三)

休憩します。

再開します。

大田クリーンセンター主幹。

○クリーンセンター主幹(大田裕二)

1番目の質問にお答えいたします。

現在、ペットボトルにつきましては、資源化物として、那覇市及び南風原町において収集して資源化されております。仮に、本施設に大量に搬入され、焼却された場合には、焼却炉内の温度が設計温度を大幅に超え、炉内の耐火物の損傷が予想されることから、今後、仮に大量に搬入された場合には、受入量、焼却量の調整が必要になるものと考えられます。

○議長(喜舎場盛三)

仲間事務局次長。

○事務局次長(仲間好彦)

工場棟や管理棟の建物については、パイ

ルがきちんと支持層まで届くように打たれており、沈下は特に発生しておりません。建物については、沈下は発生しておりません。

次に、有価物の単価がどうなっていくかということについてです。先ほども説明いたしましたように、メタル等については、それに含有されている希少金属の割合によって算定が変動しますので、これが、どうも最近下落傾向になっている。昨年度、1億7,000万円あったメタルの売却ですが、1億円近く減額になる可能性があると考えております。

○議長(喜舎場盛三)

休憩します。

再開します。

仲間事務局次長。

○事務局次長(仲間好彦)

地権者数の確認だったと思うのですが、今年度に交渉しております地権者の方、相続権者がかなりおりまして、13名いらっしゃいます。それから1法人。ただ、相続権者が13名おりましても、代表者の方を決めていただいて、主にその代表者の方と交渉していく形になります。

それから令和2年度に予定している4筆に関しましては、地権者数は6名となっておりますが、これも同様に、代表者に絞ってもらい協力をしていただきながら、交渉を進めてまいりたいと考えております。

○議長(喜舎場盛三)

岡崎晋議員。

○7番(岡崎晋)

済みません、大田さんにもう一つお答えいただくのがあったのですが。

○議長(喜舎場盛三)

休憩します。

再開します。

大田クリーンセンター主幹。

○クリーンセンター主幹(大田裕二)

お答えいたします。

現在、月に一度、ごみの分析をしておりますけれども、そのプラスチックの平均値は約30%となっております。以上です。

○議長(喜舎場盛三)

岡崎晋議員。

○7番(岡崎晋)

ありがとうございます。

繰り返しますけれども、先ほど議員の皆さんの質疑でもありましたけれども、今後、ペットボトルを初めとするプラスチック類、廃プラの行き先が非常に深刻な問題になってくると思います。不法投棄も含め大きな問題、まだまだ続くと思いますので。私がこの場でプラスチック類をここで燃やしてくださいとは言えませんが、そういうことも来るのだろうという思いも強くしております。

公園のことについては、この近辺の7自治会の中では、公園という公園が非常に少ないです。だから、地域の皆様は、公園ができることは心待ちにしております。用地取得にこれまでも増して、ぜひ頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○議長(喜舎場盛三)

我如古一郎議員。

○6番(我如古一郎)

ハイサイ、グスーヨー、チューウガナピラ。日本共産党の我如古一郎です。

一般質問を行います。

日本は今、貧困と格差が広がって、年収200万円以下の労働者が、2017年には1,085万人に上っています。働く貧困層をなくすためには、最低賃金の地域間格差を是正して、世界で当たり前の全国一律の最低賃金

制をつくる必要があります。会計年度任用職員制度は、地方公務員法などの改正により、来年4月から施行される制度であります。地方行政の重要な担い手となっている臨時・非常勤については、同一労働、同一賃金で、正規職員との均等待遇を図り、官製ワーキングプアをなくしていくことが重要だと考えます。

そこで、(1)今回実施される会計年度任用職員制度の理念を伺います。

○議長(喜舎場盛三)

仲村総務企画課長。

○総務企画課長(仲村兼一)

お答えいたします。

会計年度任用職員制度につきましては、地方公務員法等の改正により、2020年4月から施行される制度で、地方行政の重要な担い手となっている臨時・非常勤職員の任用について、任用根拠の明確化・適正化を図るものです。以上です。

○議長(喜舎場盛三)

我如古一郎議員。

○6番(我如古一郎)

この制度の大事な理念は、臨時・非常勤職員の処遇の改善で、公務労働の質を確保することにあります。そこで再質問いたします。今回の法改正に当たって、国会の附帯決議でも、また総務省の運用マニュアルでも、「公務運営の原則は、任期の定めのない常勤職員を中心とするべき」と繰り返し指摘をされています。その職務が、年間を通して必要であれば、任期の定めのない職員、あるいは正規職員にすべきではないでしょうか。伺います。

○議長(喜舎場盛三)

仲村総務企画課長。

○総務企画課長(仲村兼一)

お答えいたします。

公務運営においては、任期の定めのない常勤職員を中心とすることが原則であると認識しております。ご指摘のとおり、本組合の行政サービス提供に必要な臨時・非常勤職員が適正な任用及び勤務条件のもと、気持ちも新たに行政現場で活躍できるよう、会計年度任用職員制度の導入を進めたいと考えております。

○議長(喜舎場盛三)

我如古一郎議員。

○6番(我如古一郎)

(2)会計年度任用職員の給与等に関する条例は、那覇市の条例を準用するとありますが、施行規則も準用するのでしょうか。

○議長(喜舎場盛三)

仲村総務企画課長。

○総務企画課長(仲村兼一)

お答えいたします。

規則につきましても、那覇市を準用する予定です。

○議長(喜舎場盛三)

我如古一郎議員。

○6番(我如古一郎)

(3)具体的な処遇の改善は「施行規則で定める」とあります。那覇市が、労働組合と合意した内容と当組合の方針を伺います。

○議長(喜舎場盛三)

仲村総務企画課長。

○総務企画課長(仲村兼一)

お答えいたします。

那覇市と労働組合との協議において、報酬の支給方法を原則月額制にすること、期末手当の支給率を2.6月分にすること、昇給は最大5年間にすることなどが合意されております。本組合におきましても、合意された内容を踏まえて、会計年度任用職員制度への移行を進めていきたいと考えてお

ります。

○議長(喜舎場盛三)

我如古一郎議員。

○6番(我如古一郎)

那覇市の施行規則は、急速に策定中だと思われませんが、労働組合と合意した内容が、規則として大きな位置を占めてまいります。抜本的に前進させた内容であり、高く評価できるものとなっています。

そこで、当組合で働く非正規職員の働き方を伺います。

○議長(喜舎場盛三)

仲村総務企画課長。

○総務企画課長(仲村兼一)

お答えいたします。

現在、臨時職員の事務職が1名、現業職6名が本組合に従事しており、仕事の内容といたしましては、事務職はごみの持ち込み等に関する電話対応や、課内庶務の事務補助など。それから現業職はプラットホームでのごみの受け入れ、車両誘導や破碎選別設備運転時のスプレー缶、それから電池の除去などのごみの監視業務等を行っております。

雇用年数につきましては、9月末現在で6か月から1年3か月となっております。

月の報酬につきましては、勤務日数により毎月変動もありますが、事務職が19日から22日の勤務で、通勤手当を含め約13万円から15万円、それと現業職が20日から23日の勤務で通勤手当と時間外勤務手当を含め約17万2,000円から19万2,000円となっております。

年齢構成につきましては、20代が4名、30代が2名、40代が1名となっております。

○議長(喜舎場盛三)

我如古一郎議員。

○6番(我如古一郎)

今、答弁がありましたけれども、15万円支給される人で年間180万円。19万円支給される人でも228万円であります。これから税金などを差し引けば200万円以下となります。これを一般的に言うとワーキングプアと言います。

私たち日本共産党は、8時間働いて普通に暮らせる社会を実現することを目指しておりますが、現場で働く全ての職員がクリーンセンターを支えております。可能な限り、処遇が改善してこそ公務労働に誇りを持って、そして現場での事故を防いで、安全に適切にクリーンセンターが稼働できるものと思います。

そこで(4)非正規職員が誇りを持って、気持ちよく働けるような施行規則をつくるべきであります。国会でも全会一致で可決をされた附帯決議を尊重し、非正規職員、非常勤職員の抜本的処遇改善の施行規則にすべきと考えます。見解を伺います。

○議長(喜舎場盛三)

仲村総務企画課長。

○総務企画課長(仲村兼一)

お答えいたします。

国会においては、地方公務員法等の改正法律案に対し、政府が十分に配慮すべき事項として、現行の臨時・非常勤職員からの移行に当たって不利益が生じないように、地方公共団体に助言し、必要な財源確保に努めることなどが附帯決議されております。

本組合におきましては、那覇市の規則を準用する予定ですが、適正な任用や勤務条件の整備確保に努め、会計年度任用職員制度への円滑な移行を進めていきたいと考えております。

○議長(喜舎場盛三)

我如古一郎議員。

○6番(我如古一郎)

近年は、労働力不足が深刻になってまいりました。待遇改善は労働力の確保と、公共サービスの質の向上につながるものであります。

再質問します。同一労働、同一賃金の理念で、非正規職員の抜本的処遇改善が必要です。見解を伺います。

○議長(喜舎場盛三)

仲村総務企画課長。

○総務企画課長(仲村兼一)

お答えいたします。

会計年度任用職員制度の導入に当たっては、本組合の業務や業務の性質や量に応じて、適切な職の整理を行い、期末手当の支給や報酬体系の見直し等により、職務内容や責任に応じた適切な処遇につながるようにしていきたいと考えております。

○議長(喜舎場盛三)

我如古一郎議員。

○6番(我如古一郎)

今回、会計年度任用職員の制度化を図る上で、那覇市においては非常勤職員のほとんどが会計年度任用職員に移ります。その処遇改善に大変大きな努力をしていただきました。高く評価できるものであります。

例えば、3年ごとの雇用更新の際も、公募のもとで同じ職種で任用が可能になりました。そして、何年働いても給料が上がらない制度から、人事院勧告の分は引き上げる、そういった改善も行いました。そして固定給、月給制は、フルタイムだけでしたが、生活の安定を訴えたパートタイムにも固定月給制が実施されます。これによって、公休日の多い月は給料が減ってしまうという、こういった困難を抱えた非常勤職員を救いました。非常勤職員には支給されてこなかったボーナスも2.6カ月支給する。1,600人もいる那覇市の臨時、非常

勤職員の皆さんに、希望の喜びも与えました。

今回の会計年度任用職員制度で、非正規職員が誇りを持って気持ちよく働くことが公務労働、そして住民サービスの質の向上につながります。このような処遇の改善が図られる施行規則を、ぜひしっかりとつくっていただくよう要望して終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長(喜舎場盛三)

下地敏男議員。

○4番(下地敏男)

通告に基づいて一般質問を行います。

まず初めに、会計年度任用職員制度導入について、その制度の趣旨を伺いますけれども、那覇市の臨時、非常勤職員1,600名おります。職種は約300以上あります。そうした方々がしっかりと、そして誇りを持って仕事ができるということで、この組合と合意をして至ってはおりますけれども、改めてここで、制度の趣旨についてご説明をお願いします。

○議長(喜舎場盛三)

仲村総務企画課長。

○総務企画課長(仲村兼一)

お答えいたします。

会計年度任用職員制度につきましては、地方公務員法等の改正により、2020年4月から施行される制度で、地方行政の重要な担い手となっている臨時・非常勤職員の任用について、任用根拠の明確化・適正化を図るものとなっております。

○議長(喜舎場盛三)

下地敏男議員。

○4番(下地敏男)

制度の趣旨に沿ってぜひ進めてもらいたいと思っております。

それでは再質問をいたします。本組合に

は、対象者が何名いるか伺います。

○議長(喜舎場盛三)

仲村総務企画課長。

○総務企画課長(仲村兼一)

お答えいたします。

現在、臨時職員の事務職が1名、現業職6名が本組合で従事しております。

○議長(喜舎場盛三)

休憩します。

再開します。

下地敏男議員。

○4番(下地敏男)

7名の臨時、非常勤職員の現在の置かれている処遇というのがあるのですが、それは今回、会計年度任用職員制度を導入することによって、どのように処遇が改善されていくかを伺います。

○議長(喜舎場盛三)

仲村総務企画課長。

○総務企画課長(仲村兼一)

お答えいたします。

報酬及び期末手当、休暇等につきましては、那覇市の規則を準用して定める予定ですが、報酬の月額制や期末手当を2.6月分とすることから、現在の処遇を保障できるものと考えております。

○議長(喜舎場盛三)

下地敏男議員。

○4番(下地敏男)

先ほども我如古一郎議員の答弁にもあったように、期末手当も2.6月ということがわかりました。しかしながら、正規職員の期末手当、これは4.85月あります。まだその半分ぐらいしかないわけです。それとあわせて、年休についても、そして福利厚生、年休等々、病休等についても、病休は10日あるし、年休は20日あるし、それからそういうときは忌引きとかいろいろなことがあ

るのですが、それもまだまだほど遠い状況にあるわけです。

そうしたことも今後の課題として、今回は合意はしますけれども、当組合は、1,600名もそうですけれども、7名の方々の処遇改善に向けても、皆さんはこれで終わりということではなくて、きちんと新たな処遇改善をやっていくということもやってもらいたいと思っております。この環境施設組合が、今後も仕事をやっていけるというのも、臨時、非常勤の7名の皆さんの力も大きなものがあると思いますので、この方々の処遇改善にしっかりと取り組んでください。どうぞよろしくお願いいたします。

次に那覇エコアイランドの現況等について質問をする前に、議長、休憩をお願いします。

○議長(喜舎場盛三)

休憩します。

再開します。

下地敏男議員。

○4番(下地敏男)

那覇エコアイランドの現況等について質問いたします。

曙にある最終処分場エコアイランドについては、ここから出る飛灰、それを埋立をしているわけですが、皆さんが出されている資料では9万4,000トン…、休憩をお願いします。

○議長(喜舎場盛三)

休憩します。

再開します。

下地敏男議員。

○4番(下地敏男)

9万4,000トンに対して、実績としている4万5,969トンということで、目標に対する48.9%ということになっております。

しかしながら、そこも含めていきますと、直近で4、5、6、7、8を見ていきますと、4月では318トンに対して、実に462トン、145.3%もごみ捨て量が増えているわけです。こうしていきますと、どうしても、最終処分場の状況がどんどん悪化していくことが考えられます。そうしたことを鑑みて、先ほど質問しました現況等について質問いたします。

○議長(喜舎場盛三)

仲間事務局次長。

○事務局次長(仲間好彦)

お答えいたします。

那覇エコアイランドでは、那覇・南風原クリーンセンターから、日量15トンから20トン程度の処理飛灰を受け入れております。埋立地では、護岸の安定を図るため、管理水位が設定されており、管理水位を超えた余水は、余水処理施設にて、薬剤や微生物によって浄化处理し、排水基準を満たした処理水を、1日約90トン进行海へ放流しております。放流水につきましては、毎月イオン濃度や化学的酸素要求量などの調査を行うとともに、その調査結果はホームページにて公開しています。

○議長(喜舎場盛三)

下地敏男議員。

○4番(下地敏男)

それでは、今、安全性が確認されておりますけれども、再質問いたします。昨年、平成30年度一般会計歳出決算の中で、最終処分場に係る予算は3,100万円余り、その中で護岸工事が、護岸復旧修繕ということで、500万円が計上されていて、298万円は次年度へ繰り越しになってはいるわけです。そうした中で、実際埋め立てをして、そのまま飛灰も入ってくる。飛灰については、ここでしっかり安全性が確認されていると

いうことですが、それを埋め立てた場合に、それを海洋に、皆さんはその水を放流しております。そのときに、エコアイランドの復旧修繕が、しっかりとこれが行われたのか。それともまだ途中なのかというのをまずは確認します。

○議長(喜舎場盛三)

仲間事務局次長。

○事務局次長(仲間好彦)

昨年度のエコアイランドの護岸の復旧工事につきましては、昨年、台風24号によって一部護岸の被覆石が剥がれかけました。それを修繕しました。これは完了しております。

○議長(喜舎場盛三)

下地敏男議員。

○4番(下地敏男)

そうしますと、護岸が台風で壊れた。そこにあった水が海洋に流れていったということですよ。そうすると、水そのものの安全性というのは、もう一度お聞きしますよ。それは保障されているのですか。

○議長(喜舎場盛三)

仲間事務局次長。

○事務局次長(仲間好彦)

この埋立地内の海水は、流れ出してはおりません。

去年の台風による被害自体は、護岸の表にある石、大きな石が護岸の表に置かれていますね。その石が一部外れそうになったり、落ちたりしたもの、これを復旧したもので、埋め立て地の海水を溜めておくという、溜まった水は一滴も流出はしておりません。

○議長(喜舎場盛三)

下地敏男議員。

○4番(下地敏男)

これで私も本当に安心といたしますか、本

当によかったなと思っております。

それでは質問しますけれども、一滴も流れてはいない。そして皆さんがその放流をしている。その水の安全性については、サンプルをとるポイントがあるのでしょうか。十幾つかあるのか、20カ所あるのかわかりませんが、それについてはどうですか。

○議長(喜舎場盛三)

前里クリーンセンター主査。

○クリーンセンター主査(前里宗鉄郎)

お答えいたします。

那覇エコアイランド周辺海域では、埋立地からの浸出液による悪影響を与えていないか判断するため、周辺海域3地点にて夏季・冬季の年2回、水銀や鉛など25項目について水質調査を行い、基準地内に収まっていることから、海域が安全であることを確認しております。また、その調査結果についてもホームページにて公開しております。

○議長(喜舎場盛三)

下地敏男議員。

○4番(下地敏男)

これだけの最終処分場で処理をしていくというときに、かなりの量を処理しているのですが、安全性を確認するためのポイントが3カ所しかないということは、私からすると非常に少ないのではないかと思います。もっとあるべきではないかと思っておりますけれども、その点についてはいかがですか。

○議長(喜舎場盛三)

仲間事務局次長。

○事務局次長(仲間好彦)

周辺海域の3地点となりましたのは、沖縄県の環境部門との調整によって点数が決められたものであります。

○議長(喜舎場盛三)

下地敏男議員。

○4番(下地敏男)

沖縄県が決めたから、那覇市はそれに従っているということでは、それはそれで答弁だと思いますけれども、やはり那覇市として、県を上回るような、県が3カ所であれば、5カ所とかその倍ぐらいはやっていくようなことについては、やはりこれは不要なのか。それとも3ポイントで十分事は足りているのかということなのですが、どうですか。

○議長(喜舎場盛三)

仲間事務局次長。

○事務局次長(仲間好彦)

沖縄県との調整の結果3地点で十分であるとされているということをお考えすると、3地点で十分なのではないかと考えております。

○議長(喜舎場盛三)

下地敏男議員。

○4番(下地敏男)

そういうことであれば、県と調整をしながら、那覇市の海洋の安全性が担保されているということで、私も理解をしますので、私の質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長(喜舎場盛三)

これを持ちまして、本定例会における一般質問を終了いたします。

~~~~~

○議長(喜舎場盛三)

次に、議決事件の条項、字句及び数字等の整理について、お諮りいたします。

本定例会において議決されました議案については、会議規則第37条の規定により、

その条項・字句・数字・その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。

これにご異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(喜舎場盛三)

ご異議なしと認めます。

よって、条項・字句・数字・その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

○議長(喜舎場盛三)

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、令和元年(2019年)10月那覇市・南風原町環境施設組合議会定例会を閉会いたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

(午前11時51分 閉会)

上記のとおり議事録を整理し、署名する。

議長



署名議員



署名議員



